
日興イーリートレード信用取引に関する説明書 (インターネット取引)

この書面では、お客様が当社との間で日興イーリートレードを利用した信用取引（制度信用取引と一般信用取引の両方を含み、以下「日興イーリートレード信用取引」といいます。）を行う際の重要な取り決め、当社独自の取り扱い、その他お客様が留意すべき事項等について具体的にご説明します。「信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」の内容と重複する部分もございますが、特に重要な部分ですので改めてご確認ください。

1. 日興イーリートレード信用取引口座の開設手続き

日興イーリートレード信用取引には、独自の規程・ルールや取扱方法等がありますので、ご注意ください。

(1) 口座開設までの流れ

日興イーリートレード信用取引口座の開設方法は以下のとおりとなります。

なお、日興イーリートレード信用取引口座開設のお申込みは、日興イーリートレードログイン後のウェブサイトからのみ受付いたします。

- ① 「信用取引のお申込み」画面より「信用取引の契約締結前交付書面」「信用取引に関する説明書」「信用取引口座取扱規程」の内容を十分ご確認ください。
- ② お客様の登録情報についてご確認ください。登録情報に変更がある場合は、変更手続きをお願いいたします。
- ③ お客様の信用取引に関する知識や取引開始基準に関する事項について、すべての質問にご回答ください。すべてについて基準を満たした場合に、信用取引口座開設手続きを進めていただくことができます。
- ④ 「信用取引口座設定約諾書」「日興イーリートレード信用取引に関する覚書」の内容についてご確認、ご承諾いただいた上で、電磁的な方法により当社へ差し入れてください。
- ⑤ 当社にて、お客様の信用取引口座開設の可否を審査のうえ、信用取引口座開設の手続きをいたします。審査結果のお知らせは電子メールで通知いたします。なお、審査にあたり、当社が必要と判断した時は、お客様に電話で確認させていただくこと、及び面談させていただくことがあります。

※審査の結果、お客様のご希望に添えない場合、その後6か月間は日興イーリートレード信用取引の口座開設申込みはできませんので、あらかじめご了承ください。

(2) 日興イーजीトレード信用取引口座開設基準

① 当社の取引口座が開設されていること。

当社規程に基づく証券総合口座を開設されており、かつ、日興イーजीトレードの利用申込みをされていることが必要となります。

(注) 既にお取引店で担当者を通じて信用取引を行われている場合は、一旦すべての建玉を決済していただいた後、日興イーजीトレード信用取引口座の開設が可能となります。日興イーजीトレード信用取引とお取引店で担当者を通じて行う信用取引の両方を同時にご利用いただくことはできませんので、どちらか一方のお取引をご選択ください。

② 信用取引の節度ある利用が行えること。

信用取引はお客様の自己資金の他に融資資金により取引を行うことが可能です。即ち、融資資金に発生する損失が、自己資金に波及することがあるリスクの高い取引です。そのため、信用取引を過度に繰り返し、結果的に自己資金が消滅する（もしくは自己資金以上損失が発生する）など、お客様の財産形成に多大なる影響をもたらす場合が想定されます。従いまして、節度ある取引となるようにご留意いただく必要があります。（お客様が信用取引を開始されて、その取引が当社の預り資産状況に照らして過度であると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引を制限する場合がありますのであらかじめご了承ください。）

③ 「信用取引口座設定約諾書」、「日興イーजीトレード信用取引に関する覚書」、「日興イーजीトレード信用取引に関する説明書」、「日興イーजीトレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）」および「日興イーजीトレード信用取引口座取扱規程」の記載内容を十分ご確認・ご承諾のうえ、当社の定める方法により必要書類を差し入れていただくこと。

④ 信用取引の経験があること、もしくは現物株式の投資経験が1年以上あり、かつ、信用取引に関する知識があること。

信用取引は現物株式の取引よりも、取引方法やその仕組みが複雑であり、また、リスクの高い取引です。そのため、取引においては即時の判断力や相応の知識が必要になります。このようなことから、当社ではお客様が上記のご経験・知識がある場合にお申込みをお受けいたします。

⑤ 新規建玉時に委託保証金を30万円以上差し入れができること。

日興イーजीトレード信用取引口座開設後に、信用新規注文を行うには当社に対して最低でも時価評価額30万円以上の委託保証金を事前に差し入れていただく必要があります。また、取引により発生する損失を考慮し、他社を含めた金融資産が300万円以上あることも日興イーजीトレード信用取引口座開設の条件となります。

⑥ お申込みの段階で定期的な収入があること。

信用取引により発生する損失が多くなる可能性があることは先に説明のとおりですが、これらのことから、当社ではお申込みの段階でお客様が定期的な収入を得られている場合、もしくは、定期的な収入が得られなくとも、取引を維持するに十分な金融資産を有している場合に、日興イーजीトレード信用取引口座開設のお申込みをお受けいたします。

⑦ お客様ご自身がインターネットをご利用できる環境にあること。また、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

日興イーजीトレード信用取引の注文は、インターネットにおいてのみお受けいたします

(システム等の障害でインターネットでの発注が不可となった場合はこの限りではありません。)。また、信用取引の委託保証金状況や期日の管理、取引方法等の確認のためにインターネットは必須となります。加えて、当社からEメールにより重要な連絡を行う場合がありますので、ご自身のメールアドレスも必須となります。なお、日興コンタクトセンター、I V Rまたは携帯電話のみご利用のお客様の場合には、日興イーリートレード信用取引口座の開設をお受けしないこととします。

- ⑧ お客様が当社と常に電話により連絡が取れる状況であること。

日興イーリートレード信用取引にかかる有価証券の価格変動により委託保証金に不足が生じた場合や建玉の決済において損金が発生した場合など、緊急時には当社から電話連絡を行う場合があります。

- ⑨ お客様の年齢が、20歳以上76歳未満であること。

20歳未満または76歳以上のお客様は、日興イーリートレード信用取引口座の開設はできません。なお、日興イーリートレード信用取引口座開設時点で76歳未満であっても、76歳になられた日より新規建玉ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

これらの基準を満たされることが日興イーリートレード信用取引を開始される最低条件となります。ただし、基準を満たされても社内審査によりご希望に添えないこともあります。当社はその事由についての開示は一切いたしませんのであらかじめご了承ください。

2. 日興イーリートレード信用取引における留意事項

基本的事項

① 必要委託保証金額

信用取引で新規に建玉を建てる場合には、前日の時価評価（掛目を考慮した現金換算）で最低30万円の委託保証金が必要となります。

② 委託保証金率、最低委託保証金維持率

委託保証金率は約定代金の40%（うち、約定代金の10%以上は現金）、最低委託保証金維持率（追証ライン）は30%となります。委託保証金は、現金または当社が定める代用有価証券が対象となります。

③ 委託手数料

信用取引により株式の売買を行うには、委託手数料が必要となります。詳細は、日興イーリートレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）もしくは当社ウェブサイトをご参照ください。

④ 取扱市場、取扱銘柄

東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証JASDAQ含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の上場銘柄のうち、日興イーリートレードで取扱いが可能な銘柄が対象となります。ただし、各金融商品取引所等の規制、または、当社独自の判断により取引できない銘柄もあります。

⑤ 委託保証金の事前差し入れ

取引に際しては、事前に委託保証金を差し入れていただく必要があります。

お客様が取引を発注される時点で差し入れられた委託保証金額、建玉（およびその損益状況）、現物株式や他の商品の取引状況、信用決済損益金等を考慮した結果計算された信用余力の範囲内でお取引をお受けいたします。

⑥ 委託保証金代用有価証券

お預り証券のうち、当社で定める代用適格有価証券は、原則としてすべて委託保証金代用有価証券（以下「保証金代用証券」といいます。）といたします。

日興イーリートレード信用取引では、信用取引口座開設時に代用適格有価証券は一括して保証金代用証券となります。また、現物株式を買付された場合や現引をされた場合も、代用適格有価証券であれば受渡日に自動的に保証金代用証券となります（*）。

（*）以下の場合には保証金代用証券となる日が権利確定日の翌日となります。

- ① 株数の増減を伴う権利処理が行われる銘柄を、権利付最終日に現物株式で買付または現引した場合に当該銘柄が保証金代用証券となる日
- ② 株数の増減を伴う権利処理が行われる銘柄を保有している状態で、当該銘柄の権利確定日前営業日に信用取引口座開設が完了した場合に当該銘柄が保証金代用証券となる日

3. 委託保証金・保証金代用証券

(1) 委託保証金

① 委託保証金（以下「保証金」といいます。）

信用取引により建玉を建てることは、当社から融資する資金によりお客様が有価証券を買付ける（または、当社がお貸しする株券等によりお客様が有価証券を売付ける）状態を指し、これに必要となる担保が保証金です。日興イーリートレード信用取引では最低30万円の保証金を差し入れていただく必要があります。また、保証金は株券等（「保証金代用証券」）でも可能です。

② 委託保証金現金（以下「保証金現金」といいます。）

当社でお預りする現金（お預り金）は、お客様ご自身により保証金現金への振替指示を行っていただきます。同様に、保証金現金からお預り金への振替指示もお客様ご自身で行っていただきます。それぞれの振替指示は、当社の定める振替可能額の範囲内で可能となります。

この手続きは、信用余力の引上げ・追加保証金の差し入れ・現物株式等の買付・建玉の現引・お取引口座からの出金等、お客様ご自身のご都合にあわせてご利用いただくためのものです。なお、保証金の状況やお預り金の不足額発生の状況に応じて、お客様に通知することなく当社がその手続きを行えることとします。ただし、当社はその義務を負うものではありません。

保証金現金のお取扱いについての詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

③ 保証金率

信用取引により建玉を建てる場合に必要となる保証金の割合を保証金率といいます。日興イーリートレード信用取引の保証金率は40%（うち10%以上は現金）となります。例えば、お客様が約定代金1,000万円の買建てをされた場合に、必要となる保証金は400万円（うち100万円以上は現金）となります。（保証金や建玉の状況により、このような結果にならない場合があります。）なお、法令諸規則等が変更された場合、個別銘柄の取引規制や当社独自の判断により保証金率は変更される場合があります。

④ 保証金維持率

保証金維持率とは、建玉代金合計に対する実質的な保証金の割合のことです。また、信用取引の建玉の評価損益を合計した結果が評価損の場合は、保証金の価値から差引かれます。（ただし、合計した結果が評価益の場合は評価に加算されません。）

※ 計算式などの詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

⑤ 追加保証金

- ・建玉評価損の拡大や保証金代用証券の値下り等により、当日（発生日）の取引終了後に計算されたお客様の保証金維持率が30%を下回った場合は40%を回復させるために必要となる追加保証金（いわゆる「追証」）を発生日の翌々営業日までに当社からの連絡の有無にかかわらず差し入れていただきます。
- ・上記の保証金維持率が20%を下回った場合は40%を回復させるために必要となる追加保証金を差し入れていただきます。ただし、その差入期日は上記と異なり、発生日の翌営業日までに当社からの連絡の有無にかかわらず差し入れていただきます。

下回った基準	必要となる率	差入期日
30%	40%	発生日の翌々営業日
20%		発生日の翌営業日

- ・追加保証金の計算結果は、発生日当日の取引終了後に概算値を当社ウェブサイトに表示します。（この段階で、必要に応じて当社から電話連絡を行う場合があります。）翌朝確定した計算値を表示しますので、お客様ご自身でご確認のうえ、お預り金の範囲内で充当できない場合は差入期日までに不足額をご入金ください。
- ・追加保証金は、差入期日までにご入金、保証金現金への振替指示をしていただき、当社でその確認ができることが必要となります。確認ができない場合は、当社はお客様に通知することなく、未約定の取引注文を当社が任意で取消し、差入期日の翌営業日以降、お客様の全ての建玉を当社が任意で反対売買により決済させていただきます。その際発生した決済損金が、お客様のお預り金または保証金現金で充当できない場合、当社はお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。なお、この段階で未約定の取引注文がある場合は、当社が任意で執行しないこととします。
- ・お客様が追加保証金を期日までに差入れられなかった場合、全ての建玉が決済されるまでの間は、お預り金から保証金現金への振替を制限させていただく場合があります。
- ・追加保証金が発生した場合は、その後の株価の上昇等により保証金維持率が40%を上回った場合でも、差し入れが必要となり、また、追加保証金を差し入れられるまで信用新規注文は発注できません。
- ・保証金維持率および額は、法令諸規則等の変更、または、当社独自の判断により変更される場合があります。
- ・未約定の取引注文が約定することにより、保証金の差し入れが必要となると当社が判断した場合、当該注文は当社が任意で執行しないこととします。

(2) 保証金代用証券・掛目

保証金代用証券（代用適格有価証券）は、原則として、上場株式・上場投資信託・上場投資証券のうち、日興イーリートレードの取扱対象銘柄となります。また、保証金代用証券の掛目（現金換算率）は、前営業日時価評価額となります。

国内の金融商品取引所に上場されている株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券、外国株券等及び受益証券発行信託の受益証券をいう。）

東京証券取引所 1・2 部上場銘柄 ……………80%以下
（マザーズの外国株券等を含む）

大阪証券取引所 1・2 部上場銘柄 ……………80%以下

名古屋証券取引所 1・2 部上場銘柄 ……………80%以下

大阪証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）上場銘柄…………80%以下

東京証券取引所マザーズ上場銘柄……………60%以下

（外国株券等を除く）

大阪証券取引所 J A S D A Q（グロース）上場銘柄……………60%以下

※ 以下に該当する銘柄は、保証金代用証券の範囲外（代用不適格有価証券）となります。ただし、以下に該当する場合でも当社の判断により保証金代用証券として取扱う場合があります。

- 名古屋証券取引所セントレックス上場銘柄
- 札幌、福岡証券取引所上場銘柄
- TOKYO AIM上場銘柄
- 金融商品取引所に上場する外国株券等
- 大証カントリーファンド、大証ベンチャーファンド市場銘柄
- 整理銘柄
- 証券保管振替機構非取扱銘柄

・保証金代用証券の銘柄や掛目は、法令諸規則等の変更、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断（*）により変更される場合があります。

（*）当社独自の判断により代用有価証券の掛目の変更等を行う対象となる事象は以下のとおりです。

- ① 特定の銘柄について、経営に重大な影響を与える事件、事故、犯罪の発生もしくは疑いのある場合
- ② 特定の銘柄について、粉飾決算の発覚もしくはその疑いのある場合
- ③ 特定の銘柄について、行政等による法令等に基づく処分または法令違反の発覚等により、業務の全部または一部が停止になる場合
- ④ 市場全体または特定の銘柄の流動性が著しく上昇または低下した場合
- ⑤ 特定の銘柄について、直近の価格が実態を反映していないと判断される場合
- ⑥ その他、当社が必要と判断した場合

代用有価証券の掛目の変更等を行う場合には、変更後の掛目（または除外）の適用日につきまして、あらかじめその内容を適用日の 5 営業日以上前までにお客様にご通知いたします。ただし、当社が緊急を要すると認めるときには、通知した日の翌営業日から適用することができるものといたします。

・掛目の変更により、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。

・保証金代用証券の銘柄が株式合併・株式交換・株式移転・株式分割・併合（減資）・上場廃止等の措置となることで、追加保証金の差し入れが必要となる場合があります。

4. 取引に関して

(1) 取引注文に関して

① 信用取引の種類

当社は、「制度信用取引」と「一般信用取引」の両方を取扱います。一般信用取引はダイレクトコースで信用取引に関する書面の電磁的交付・差入りに同意されているお客様のみお取引できます。制度信用取引と一般信用取引では取扱銘柄が異なるほか、同一銘柄であっても、返済期限などの取扱いが異なりますので、ご注文に際しては制度信用取引であるか一般信用取引であるかの信用取引の種類を確認いただきます。なお、一般信用取引として始めた信用取引を途中で制度信用取引に変更したり、逆に制度信用取引として始めた信用取引を途中で一般信用取引に変更することはできません。

② 取引市場・取扱銘柄

日興イーजीトレード信用取引で取扱う銘柄は、東京証券取引所（東証マザーズ含む）、大阪証券取引所（大証JASDAQ含む）および名古屋証券取引所（名証セントレックス含む）の上場銘柄のうち、日興イーजीトレードの取扱対象銘柄となります。制度信用取引では制度信用銘柄の「貸借銘柄」は信用新規買い注文・売り注文ともに行なえますが、「信用銘柄」は信用新規買い注文のみ行なえます。また、一般信用取引では取扱銘柄に対して信用新規買い注文のみ行なえます。ただし、金融商品取引所等の規制や当社独自の判断により取扱銘柄が制限される場合があります。

③ 信用新規注文

日興イーजीトレード信用取引による新規建ては、信用取引注文画面の「新規建可能額」の範囲内で行えます。この「新規建可能額」は、「信用余力÷保証金率」と「現金信用余力÷現金保証金率」のうち小さい方の金額となり、発注可能な建玉金額（約定代金）の限度額を示しております。

※国内の金融商品取引所に上場する外国株券等の信用取引においては、返済で現引・現渡を行う場合に外国証券取引口座が必要になることから、信用新規注文を行う前に、あらかじめ外国証券取引口座を開設しておく必要があります。

④ 信用返済注文

建玉は所定の決済期日（「(2)建玉の決済期日」をご確認ください。）までに反対売買または現引もしくは現渡により決済していただきます。また、注文時に決済する建玉をあらかじめ指定していただくことができます。ただし、一旦注文が約定した後に建玉の変更はできません。

・反対売買

反対売買とは、買建玉は売り返済、売建玉は買い返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は保証金維持率にかかわらず取引いただけますが、新規建てを行った市場以外では行えません。

・現引

現引とは、買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。

現引は、当社が定める買付可能額ルールの範囲内でお受けさせていただきます。

※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

なお、約定済となった現引注文のお取消しはできませんのでご注意ください。
(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)

・現渡

現渡とは、貸付株券に現物株式を充当することを指します。

現渡は、当社がお客様からお預りしている数量の範囲内でお受けさせていただきます。

現渡をされた場合は、お客様の選択により、その受渡代金全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

- ・ 当該現渡注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。
- ・ 当該現渡注文の受渡日当日のお預り金残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

なお、約定済となった現渡注文のお取消しはできませんのでご注意ください。

(約定済となるのは、営業日の午前6時30分頃から各市場終了時間までです。)

※ それぞれの取引可能時間は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

⑤ 現物株式取引

・買付注文

現物株式の買付注文の買付可能額は、当社が定める買付可能額ルールの範囲となります。

※詳細は、当社ウェブサイト上でご確認ください。

・売却注文

現物株式の売却注文は、当該注文の数量が当社でお預かりする残高数量の範囲内である場合に行えます。ただし、この場合の残高数量は、他に売却注文や出庫手続き等がある場合はその数量を差し引いたものになります。なお、受渡代金については、お客様の選択により、全額を保証金現金もしくはお預り金に充当いたします。特にご指示が無い場合は保証金現金に充当いたします。ただし、保証金現金への充当を指示された場合でも、次の状態となる場合はこの限りではありません。

- ・ 当該売却注文の受渡日前日夜間に未決済建玉、新規建ての注文、または受渡日未到来の決済約定がない状態の場合は、全額がお預り金に充当されます。
- ・ 当該売却注文の受渡日当日のお預り残高が不足する状態の場合は、当該不足額がお預り金に充当され、残額がある場合は残額が保証金に充当されます。

⑥ 取引の種別

取引が一旦約定した後に、信用取引から現物取引（またはその逆）への変更は、受付できません。そのため、発注時に信用・現物の種別を十分留意されたうえでご注文ください。

⑦ 最大建玉金額

お客様の保証金の状況にかかわらず、日興イーリートレード信用取引による同一銘柄の建玉金額は1億円以内、また、全建玉の合計金額は10億円以内となります。

ただし、東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄

につきましては、同一銘柄の建玉の合計金額は3千万円以内とします。

東証マザーズ、大証JASDAQ（グロース）、名証セントレックスの上場銘柄において、同一銘柄の建玉金額3千万円を超える建玉をご希望の場合は、お客様とご面談をさせていただいた上で、当社が承認した場合のみ、同一銘柄の建玉金額を1億円以内とします。

(2) 建玉の決済期日

① 通常時の決済期日

信用取引により建てた建玉の決済期日は、制度信用取引はその約定日の6か月後の応当日、一般信用取引は原則3年後の応当日（応当日が休日の場合はその前営業日とし、応当日がない場合はその月の末日となります。）となります。ただし、お客様にはこの決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。なお、建玉毎の決済期日は当社ウェブサイト上で表示いたします。

② 決済期日の繰上げ

建玉の銘柄が以下の措置に該当した場合は、制度信用取引・一般信用取引の別、また、お客様の建日にかかわらず決済期日は繰上げとなります。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
上場廃止	該当銘柄	最終売買日の10営業日前
株式合併	被合併会社	最終売買日の前営業日
株式交換	被交換会社	最終売買日の前営業日
株式移転	完全子会社	最終売買日の前営業日
併合（減資）（※）	該当銘柄	併合（減資）手続きのため売買停止となる前営業日

（※）同時に売買単位の変更があり、併合後の最低売買株数に端数が生じない場合は、建玉を継続する場合があります。

一般信用取引においては、お客様の建日にかかわらず、株式分割が実施される場合、決済期日は繰上げとなります。

実施措置	対象銘柄	変更後の決済期日
株式分割（※）	該当銘柄	権利付最終日の前営業日

（※）売買単位の整数倍の新株式が割当てられる株式分割の場合（1:2、1:3など）は、建玉を継続する場合があります。

いずれの場合でも、お客様には、変更後の決済期日の前営業日までに反対売買、現引または現渡による決済をしていただきます。

③ 決済されない場合

お客様が、決済期日前営業日までに反対売買、現引または現渡されない場合、当社は決済期日の寄付（または、当社が任意で定める日）に、お客様に通知することなく、反対売買により決済させていただきます（状況により現引・現渡により決済する場合があります。）。その際発生した決済損金等が、お預り金または保証金現金の範囲内で充当できない場合は、当該受渡日までに不足金をご入金いただきます。なお、ご入金いただけない場合、当社はおお客様の保証金代用証券を任意で売却することにより充当させていただきます。

(3) 不足金の解消

反対売買、当社任意決済、及び強制決済により決済損金等が生じた場合は、当該受渡日までに不足金額をご入金していただきます。当該受渡日に不足金額のご入金を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の保証金現金または未決済の建玉もしくは保証金代用証券をお客様の計算により当社の任意で処分・売却することで充当させていただきます。

5. 諸経費

(1) 委託手数料

約定代金に対して当社が定める額の手数料をお支払いいただきます。詳細は、日興イーリートレード信用取引の契約締結前交付書面（インターネット取引）もしくは当社ウェブサイトでご確認ください。

(2) 信用取引金利

買い建玉の場合はお客様に建玉金額に対する信用取引金利をお支払いいただき、売り建玉の場合は当社が建玉金額に対する信用取引金利をお支払いいたします。信用取引金利は当社が定める率となります。詳細は当社ウェブサイトでご確認ください。

(3) 信用取引貸株料

信用取引貸株料は、売り方のお客様から徴収するものです。品貸料とは異なり、買い方のお客様がこれを受け取るものではありません。信用取引貸株料は当社が定める率となります。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。

(4) 品貸料（逆日歩）

証券金融会社は貸株残高が融資残高を超えて株不足となった場合、機関投資家等から不足株数を調達します。その際発生した株券の調達費用を、売り方のお客様は買い方のお客様に品貸料として支払わなければなりません。この品貸料を一般的に「逆日歩」といいます。逆日歩は1株あたりの単価で計算され、ウェブ等にも掲載されます。詳細は、当社ウェブサイトでご確認ください。

なお、一般信用取引では品貸料は発生しません。

(5) 権利処理等手数料

買い建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、権利処理等手数料として建玉毎に対して売買単位あたり52.5円（税抜 50円）必要となります。

6. 権利処理・配当金

(1) 権利処理

建玉の銘柄に対して株式分割による株式を受ける権利または株主に対する新株予約権等が付与されたことにより権利落ちとなったときは、金融商品取引所が定める方法によりこれらの権利の処理を行います。ただし、株式分割の場合の権利処理は、次のとおり、分割比率によってその方法が異なります。

- ・ 売買単位の整数倍の新株式が割当てられる場合（分割比率 1：2 等）

株式分割の分割比率に応じて、信用取引（制度信用取引および一般信用取引）の売付けまたは買付けの数量を増加し、売買値（約定値段）を減額します。

- ・ 新株予約権または売買単位の整数倍以外の新株式等が割当てられる場合（分割比率 1：1.5 等）

制度信用取引の場合は、金融商品取引所が定める権利処理価格の分を最初の売買値（約定値段）より引き下げます。

一般信用取引の場合は、権利付最終日の前営業日に期日が繰上げとなります。

(2) 配当金

- ・ 建玉が権利確定日をまたいで建てられている場合は、当該発行会社の配当金支払時期に、配当金の授受が必要となります。配当金の支払時期は発行会社によって異なりますが、概ね決算日の3か月後となります。
- ・ この時点で、買い建玉については、お客様の取引口座へ入金されます。また、売り建玉については、お預り金・保証金現金からお支払いいただきます。お預り金・保証金現金の範囲内で充当できない場合は、不足額をご入金いただきます。この際、ご入金いただけない場合は、以後の取引を制限させていただきます。
- ・ 配当金の授受は、すでに返済が終了した建玉に対しても発生します。特に売り建玉の場合は支払義務が発生しますので注意が必要です。
- ・ 配当金は、現物株式同様に税金が源泉徴収された後の金額が対象となります。

7 . その他の留意事項

(1) 日興MRFの取扱い

日興イーजीトレード信用取引口座を開設されたお客様は、保証金現金とお預り金の振替を円滑に行っていただくため、当社がお預りしている日興MRFを、原則として、すべて自動換金させていただきます。なお、保証金現金への振替は、自動的に行われませんので、お手数ですが、お客様ご自身で「保証金振替」画面より行ってください。（なお、通常、証券総合口座で行われる日興MRFから預り金への振替は自動的に換金して処理されますが、入金時、あるいは売却代金等の日興MRFへの自動買付は行われません。）

つみたてプラン等で毎月の引き落しを日興MRFからとされている場合は、別途日興MRFの買付をしていただかなければ次回引き落しが不能となりますのでご注意ください。

(2) 口座移管について

お客様が、日興イーリートレード信用取引口座のお取引店を変更される場合は、すべての建玉を決済していただいた後に口座移管を行うことが可能となります。

(3) 取引口座の閉鎖

当社では、お客様の建玉がないまま保証金（保証金現金、保証金代用証券）を長期間継続してお預かりすることが適切でないと考え、日興イーリートレード信用取引口座の開設以降、または、最終建玉の決済日以降、新規建玉を建てられないまま6か月を経過した場合、自動的に日興イーリートレード信用取引口座を閉鎖いたします。また、信用取引を再開される場合は改めて信用取引口座の開設手続きをしていただきます。なお、お客様のご依頼により取引口座を閉鎖した場合は、閉鎖後6ヶ月間は新たな日興イーリートレード信用取引口座の開設手続きができませんのでご注意ください。

閉鎖手続きに伴い、閉鎖処理日に未約定の取引注文を当社の任意で執行しない場合やお取引を制限させていただく場合があります。

(4) Eメールでの連絡

当社から、お客様が追加保証金の差し入れを必要とする場合や決済期日の到来等について、Eメールにより連絡を行う場合があります。この連絡はあくまで当社が任意で行うものであり、お客様に対しその着信を保証するものではありません。連絡の有無にかかわらずお客様はご自身の責任により当社ウェブサイトをご確認いただき、必要な手続きを行われますようお願いいたします。また、当社に届出られたEメールアドレスを変更する場合、ご自身により所定の手続きをお取りください。

(5) 上場会社等の役職員のお取引について

日興イーリートレード信用取引では、上場会社等の役職員が当該会社等の株式を新規建てられる場合は、その注文をお受け致しませんのであらかじめご了承ください。また、新規建てを行われた後（未決済の状態）に当該会社の役員または大株主になられた場合、当該建玉の決済・現引・現渡注文は、すべて日興コンタクトセンターでお受けいたします。

(6) 本説明書の取扱い

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。当社は、本説明書の内容を改定する場合、その改定事項をウェブサイトでご告知するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までにお客様より異議の申出がないときは、その改定に同意いただいたものとみなしてお取り扱いいたします。なお、本説明書の改定にご同意頂けない場合は、当社はお客様の本サービスの利用を制限することができるものとし、この場合に生じたお客様の損害については、当社は一切の責めを負わないものとします。

以上
(平成23年12月版)